

奈良県告示第五百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の名称

御所市

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業御所市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

変更後の事業施行期間 昭和五十八年十月二十五日から平成三十七年三月三十一日まで

四 事業地

変更後の事業地

(一) 収用の部分

平成三年一月奈良県告示第五百一号のとおり

(二) 使用の部分

昭和五十八年十月奈良県告示第四百五十一号、平成二年二月奈良県告示第五百四十二号、平成四年九月奈良県告示第三百三十五号、平成八年一月奈良県告示第四百四十二号、平成十年六月奈良県告示第五百十七号、平成二十年三月奈良県告示第四百六十六号、平成二十三年三月奈良県告示第四百二十号及び平成二十五年六月奈良県告示第二百二十九号の事業地のうち御所市大字三室、大字幸町、大字檜原、大字森脇及び大字蛇穴地内において事業地を変更する。